

議 事 録 抄 本

令和 7 年 1 0 月

福崎町農業委員会

令和7年10月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 10月20日(月) 10:00～

場 所 : 役場2階 大会議室

【出席者】・・・14名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	-	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子	-	-
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

-	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

【事務局】 山下事務局長、薮内課長補佐、和田

【欠席者】 3番 前田 泰良、9番 柳田伸一郎、10番 尾崎 肇、11番 埴岡 栄

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
8番 植岡 洋子	13番 大野 通利

【署名人】

6番 田中 初美	7番 山口 金丸
----------	----------

<案件>

議案第26号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明) 1件

議案第27号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について
(知事許可) 1件

議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について
188件

議案第29号 地域計画(案)の変更に係る意見聴取について
17件

報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について 2件

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について 5件

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地等の転用届出について 1件

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会10月定例会を開催します。

本日、前田委員、柳田委員、尾崎委員、埴岡推進委員より欠席の連絡がありました。農業委員定数12人中9人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

(一同) <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

6番 田中 初美	7番 山口 金丸
----------	----------

委員をお願いします。本日は議案第26号から議案第29号に至る4議案、報告事項3件について審議願います。

それでは、はじめに議案第26号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第26号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認
(委員会証明)

(事務局) 8番：資料1・2ページをご覧ください。申請地は、庄公民館から北約150mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この願出地については、昭和50年頃から造成され雑種地となっており、既に農業をできる状態になく、非農地として証明してほしいと願出されています。その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

以上です。

- (議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 26 号 8 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。
- (植岡委員) 8 番：現地では、周辺の農地より一段あがっていることを確認しました。
現地調査班では、水路より土地があがっていることから農地には該当しないと判断しています。
よろしくご審議ください。
- (議 長) 議案第 26 号 8 番について、質疑及び意見はありませんか。
- (山口委員) 過去の事例で、周辺が家に囲まれているところでの雑種地へ証明するといった事例が少ないように思います。家が建っているところを宅地へ非農地証明といったものはありましたが、今回のように埋め立てされた土地は、今後雑種地と願出されれば全て可となるのでしょうか。
- (事務局) 全てというわけではなく、現地調査員の報告、現況写真及び航空写真を見て判断になります。今回で言うと、航空写真には車が停まっており、現地調査員の報告では造成されているとの報告でした。そういった資料等で客観的に判断していただければと思います。
- (山口委員) 今までは、山すそや野入りが無い土地の証明願が多かったように思います。周辺が宅地と耕作されているであろう農地に囲まれています。雑種地ではなく他に〇〇地といった適切な地目はないのでしょうか。
- (事務局) 地目を雑種地じゃないものにするということですか。
- (山口委員) この土地を雑種地として認めるのはどうなのでしょう。地目が宅地で空き家となっている土地は雑種地になりますか。
- (事務局) 建物が建っていれば、宅地になると思います。
- (山口委員) 地目が宅地で建物がなくなっている空き地を雑種地で申請したら受理されますか。
- (事務局) 建物がなくなっていたら雑種地になるかと思います。ただ、宅地から雑種地への申請は農業委員会では審議することはないです。
- (山口委員) 宅地にあった建物がなくなり空き地になっている場合、木を 1 本 2 本植えて雑種地で申請したら通りますか。
- (事務局) 難しいと思います。空き家でいうと建物が建っていたら安くなっていますが、管理の程度が悪ければ壊さなくても減免がなくなる制度ができておりま

す。建物を壊して木を1本植えても雑種地にはならないと思います。

(山口委員) 宅地に囲まれている土地で宅地になりえる土地を雑種地で出すのはどうなのか。

(事務局) 今回の土地は現況地目が雑種地で、登記は田です。

(山口委員) 山すそや非農地ではなく4条申請であればなにも言いません。計画があつて申請を行うので言いませんが、今回はそういった計画もなく周辺が宅地なので聞きました。

(議長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第26号 8番について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第26号 8番について、賛成及び意見なしの方は挙手願います。

<挙手多数>

[賛成7：反対1]

(議長) 挙手多数でございますので、議案第26号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 1件について、原案の内容で証明することといたします。
山口委員反対の意見をお願いいたします。

(山口委員) 田畑や宅地に囲まれている土地で、宅地にもなり得る土地にも関わらず何でも雑種地ということに疑問を覚えるためです。

(議長) 次に、議案第27号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第27号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

(知事許可)

(事務局) 1番：資料3・4ページをご覧ください。申請地は、長目公民館から南東約300mに位置しています。地籍図・写真・配置図を併せてご覧ください。

この申請は7月に取り下げのあった案件です。自己所有地を貸露天資材置場として転用するものです。南側 [REDACTED] にて親族が板金屋を営んでおりその資材置場として使用する計画で始末書付で申請が出てきております。近隣に農地を集約した農家がおらず、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第4条の申請の許可要件は満たすものと考えます。
以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第27号 1番について、現地調査済ですので報告願います。

(植岡委員) 1番:現地では、南側倉庫と一体的に利用されていることを確認しました。現地調査班では、転用するには問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第27号 1番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第27号 1番について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第27号 1番について、賛成の方は挙手願います。

<挙手多数> [賛成7：反対1]

(議長) 挙手多数でございますので、議案第27号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認 1件について、原案の内容で県へ申達することといたします。
山口委員反対の意見をお願いいたします。

(山口委員) 先ほどの議案第26号と同じ理由です。周囲が農地に囲まれている真ん中に非農地のような場所を作って良いのかということです。荒廃している農地を改善するために農地パトロール等の活動を行っている中で、申請を出せば何でも良いというのはいかがなものかと思えます。

(議長) 次に、議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について

(事務局) 資料5～34ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画案の概要です。事前に議案書を配布させていただいておりますので、朗読は割愛させていただきます。田 526,821 m²、188 件です。
以上です。

(議長) 議案第28号につきまして、職務代理者の上阪副会長に議長をお願いし私を含めた関係委員は退出いたします。

< 上田会長・牛尾委員・山口委員 退席 >
< 職務代理者 議長席へ >

(職務代理者) 議案第28号 188 件について質疑はありませんか。

< なし >

(職務代理者) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第28号 188 件について、討論はありませんか。

< なし >

(職務代理者) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第28号 188 件について、賛成の方は挙手願います。

< 全員挙手 > [賛成5：反対0]

(職務代理者) 挙手全員でございますので、議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取 188 件について、「特段の意見なし」と回答することといたします。

当議案の審議が終わりましたので議長の任を解かせていただきます。

< 職務代理者 議長席退席 >
< 上田会長・牛尾委員・山口委員 着席 >

(議長) 次に、議案第29号 地域計画(案)の変更に係る意見聴取について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第29号 地域計画(案)の変更に係る意見聴取について

(事務局) 資料 35 ページ及び別紙をご覧ください。地域計画の変更案に対して農業委員会の意見が求められております。今回 18 地区での変更があり、内容は特別指定区域の見直し及び農業振興地域整備計画の見直しに係る地域計画からの除外並びに、農地中間管理事業及び農地法による農業を担う者の変更による地域計画の変更となっております。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第 29 号について、質疑・意見はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、採決に移ります。

議案第 29 号について、「特段の意見なし」と回答することに賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 8 : 反対 0]

(議長) 挙手全員でございますので議案第 29 号 地域計画（案）の変更に係る意見聴取について、「特段の意見なし」と回答することといたします。

(議長) 続きまして、報告事項です。

事務局から説明をお願いします。

(事務局) 報告第 1 号 農地使用貸借の合意解約通知について

資料 36 ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が 2 件出たことを報告します。

報告第 2 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書について

資料 37 ページをお開きください。その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を 5 件を発行したことを報告します。

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地等の転用届出について

資料 38 ページをご覧ください。令和 7 年 10 月 1 日付けで、農業委員会に届出され受理いたしましたことを報告いたします。

以上です。

(議 長) 報告事項について、質疑はありませんか。

< 10 : 50 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・11 月 20 日 (木) 15:00～
場所：役場 2 階 大会議室

署 名 人	田 中 初 美
署 名 人	山 口 金 丸